

津山市公共交通等事業者支援助成金

津山市では、新型コロナウイルス感染症による移動自粛及びウクライナ情勢に起因する原油価格・物価の高騰により深刻な影響を受けている市内の公共交通等事業者（バス・タクシー・福祉タクシー・自動車運転代行）の皆さんに、感染対策を図り、運行を継続していただくため、助成金を交付します。

① 対象

市内に本社又は営業所等を有する「旅客自動車運送事業者」「自動車運転代行業者」
（バス事業者、タクシー事業者、福祉タクシー事業者、自動車運転代行業者）

② 要件

- (1) 市内に本社又は営業所等を有するバス事業者、タクシー事業者、福祉タクシー事業者若しくは自動車運転代行業者
- (2) 公共交通等事業を引き続き継続する意思がある者

③ 助成額

【基礎配分額】と【台数配分額】の合計額を交付します。（ただし、上限**100万円**）
【基礎配分額】

- | | |
|--|--------|
| (1) 市内に本社を置き、市内の営業所等の 車両登録が10台以上 ある者
又は 市内の路線バス事業 を営んでいる者 | … 40万円 |
| (2) 市内に本社を置き、市内の営業所等の 車両登録が10台未満 の者 | … 20万円 |
| (3) 市内に営業所等 を置き、市内の営業所等に車両登録がある者 | … 10万円 |

【台数配分額】

- | | |
|------------------------------------|-------|
| (1) 登録している バス1台につき | … 3万円 |
| (2) 登録している タクシー・福祉タクシー1台につき | … 1万円 |
| (3) 登録している 随伴用自動車1台につき | … 1万円 |

④ 申請に必要な書類

- (1) 津山市公共交通等事業者支援助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 企業概要書（様式第2号）
- (3) 運送事業に関する許可証又は認定証の写し（営業許可証等）
- (4) 登録車両一覧（様式第3号）
- (5) 登録車両の車検証の写し（基準日（令和4年7月1日）現在に有効なもの）

⑤ 申請期間

令和4年7月1日（金曜日）～令和4年11月30日（水曜日）まで



⑥ 申請先・問い合わせ先

津山市役所産業経済部商業・交通政策課 公共交通担当
〒708-8501 津山市山北520（東庁舎2階） TEL(0868) 32-2075
※受付・問い合わせは、平日の開庁時間（8:30～17:15）です。

